

兵庫県の子食会社の子工場における昇降路内への転落事故について

1. 事故の概要（報道等による）

発生日時：平成21年2月25日（水） 13時頃
発生場所：兵庫県内
建物概要：鉄骨造 地上2階建て 工場
被害者等：57歳女性（死亡）
事故概要：女性が2階からエレベーターのかご上へ約4m転落し、昇降路壁とかごとのすき間に挟まれ、死亡。

2. エレベーターの概要

所有者：食品会社
保守会社：保守契約なし
駆動方式：巻胴式
用途・定員：荷物用
積載量：不明（500kgとして運用）
電動機容量：3.5kw
定格速度：約10m/min（測定値）
停止階数：3箇所（1階、2階及び小屋裏）
確認済証：建築確認申請された記録は見つかっていない
定期検査：報告なし

3. 判決の概要（H25年4月11日神戸地裁判決）（報道等による）

- ・副工場長（当時）
業務上過失致死罪などにより、禁錮1年、執行猶予3年、罰金50万円
- ・元工場主任
業務上過失致死罪などにより、罰金70万円
- ・食品会社
労働安全衛生法違反により、罰金100万円